

令和6年W改定対策！

『高齢者虐待防止の推進』に向けての事業所体制づくり

のぞみ医療株式会社
取締役/看護師
出口 貴大

本日の研修項目

- 1 研修内容イメージ
- 2 事業所の実態を評価するシート
- 3 身体拘束等に関する対応を理解する

本日の研修項目

1

研修内容イメージ

2

事業所の実態を評価するシート

3

身体拘束等に関する対応を理解する

身体拘束の定義(1/5)

『身体拘束は、抑制帯等、患者の身体、又は衣服に触れる
何らかの用具を使用して、一時的に該当患者の身体を拘束し、
その運動を抑制する行動の制限をいう』

出典:厚生労働省

身体拘束の定義(2/5)

身体拘束は介護・医療現場でよく見ますが
原則禁止されています。

2000年4月の介護保険法の整備に伴い、
高齢者の身体的拘束は原則禁止となりました。

厚生労働省は『身体拘束ゼロへの手引き』を発行するなど、
身体拘束ゼロ作戦を推進しています。

身体拘束の定義(3/5)

介護保険指定基準において禁止の対象となる11の行為例

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、
又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋
等をつける

身体拘束の定義(4/5)

介護保険指定基準において禁止の対象となる11の行為例

6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、
Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
7. 立ち上がる能力がある人の、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

身体拘束の定義(5/5)

つまり

本人の意思に反して、自由な行動を制限、抑制することすべてが該当する。

- ・ 他者を縛るということは身体的虐待となり行動制限や抑制といわれます。

★相手の自由を奪う事に問題意識を常に持つておくことが大切

身体拘束を行う要因

多くの場合、身体拘束は**高齢者の安全のため**に行われます。
とくに認知症の方は、思考力が低下しているために
予想外の危険にさらされる場面が多い。

<要因>

- ・ 歩行中の転倒を防ぐ
- ・ ベッド・車いすから立ち上がり転落するのを防ぐ
- ・ 点滴・経管栄養などのチューブの抜き取りを防止する
- ・ 皮膚をかきむしるのを防止する
- ・ 徘徊をして他人に迷惑をかけるのを防ぐ
- ・ 衣服を脱いだり、おむつを外したりするのを防ぐ

身体拘束が許されるケース

やむを得ない事情がある場合には
特例として身体拘束が認められます。

具体的な条件は以下の3つです。

●3つの例外要件について

例外3原則	切迫性	本人や他の入所者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと
	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束が許されるケース

3つの例外要件に加え、
以下の**慎重な手続き**が求められます。

●「慎重な手続き」とは

- 1.例外3原則の**確認等の手続き**を、
「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、**記録する**
- 2.本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等を
できる限り詳しく**説明し、十分な理解・同意を得る**
- 3.状況をよく**観察・検討**し、要件に該当しなくなった場合は
すみやかに身体拘束を解除する

高齢者虐待防止法について理解を深める

●記録に関する義務付け

- ・介護保険指定基準より
「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、
その態様及び時間、その際の入所者(利用者)の心身の状況、
並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」(2年間保存)
- ・具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設・事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

身体拘束等に関する説明書

緊急やむをえない場合の身体拘束等に関する説明書

ご利用者様様の状態が、下記の1～3までの要件をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最低限の身体拘束を行わせていただきます。

ただし、身体拘束を解除することを目標に、鋭意検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除することをお約束いたします。

記

緊急やむをえない場合の要件

1	ご利用者本人又は他のご利用者の、生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
2	身体拘束や、その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない。
3	身体拘束やその他の行動制限が、期間を限定した一時的なものである。

個別の状況による 身体拘束等が必要な理由	
身体拘束等の方法 (場所、拘束の内容等)	
拘束等の時間帯	
特記すべき心身の状況	
拘束等の予定期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

●本来望ましい身体拘束の始め方

- ・条件を確認し
 - ・利用者、家族に説明
 - ・同意を得る
- ⇒身体拘束開始
⇒ケア時に観察記録
⇒抑制解除の定期評価

平成 年 月 日

【法人名または事業所名をご入力ください】

責任者役職

氏 名

記録者：

(ご利用者・ご家族記入欄)

上記の件について事業所から十分な説明を受けました。

その結果、拘束がやむをえないものと判断し、同意致します。

平成 年 月 日

氏 名

(ご利用者との続柄)

身体拘束等に関する説明書

緊急やむをえない場合の身体拘束等に関する経過記録・再検討記録

←

ご利用者名 _____ 様

←

月日	時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参 加 者 名	記録者 サイン
←	←	←	←	←
←	←	←	←	←
←	←	←	←	←
←	←	←	←	←

● 身体拘束の経過記録について

看護記録に日々の状況を記載

- ・ 最低3カ月に1回は拘束解除できないか検討会を開催
- ・ 身体拘束等廃止推進委員会を設けなくてもOK
高齢者虐待防止委員会を軸に動くのがベスト！

ここからダウンロード

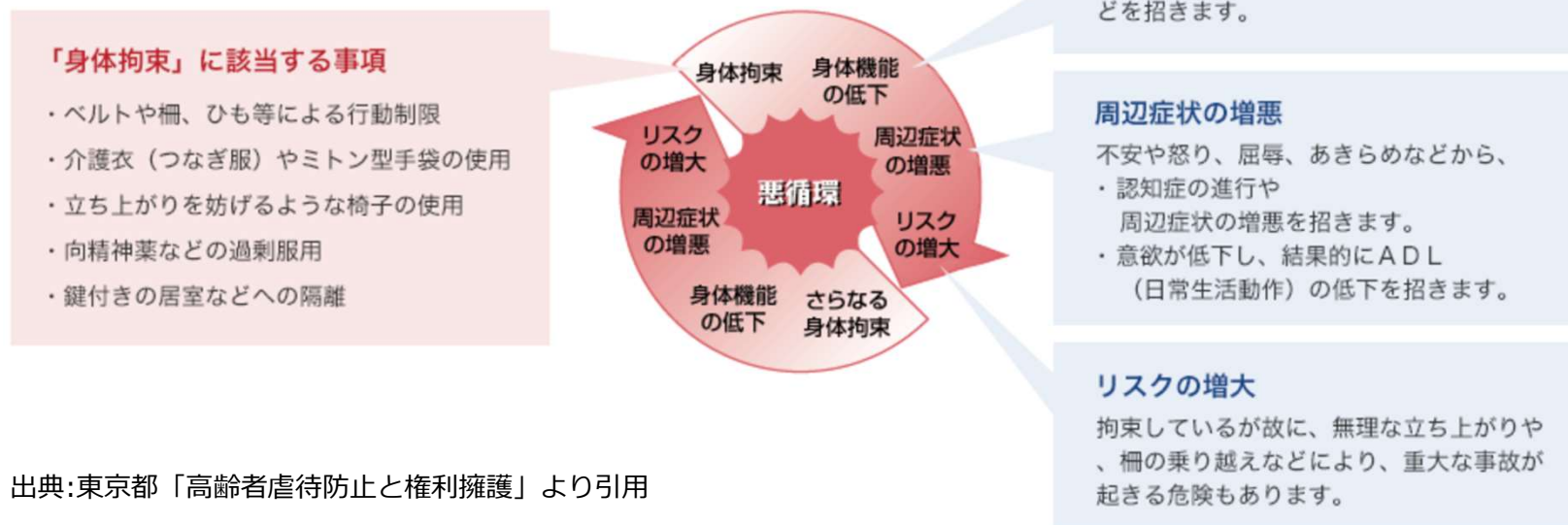
<https://x.gd/TIaPB>



身体拘束に伴う4つの弊害(1/2)

●身体拘束による影響

ケガの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな「身体拘束」だが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないことで、**高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっている**



出典:東京都「高齢者虐待防止と権利擁護」より引用

身体拘束に伴う4つの弊害(2/2)

●常に問題意識を持つこと

本当にそうなのか？

- ①「身体拘束は本人の安全確保のために必要である」
- ②「スタッフ不足などから身体拘束廃止は不可能である」

身体拘束廃止に向けて(1/7)

●身体拘束廃止に向けて5つの方針を確認する

- ①トップが決意し、病院が一丸となって取り組む
- ②みんなで議論し、共通の意識を持つ
- ③身体拘束を必要としない状態の実現を目指す
- ④事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制をとる
- ⑤常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

出典:厚生労働省「身体拘束ゼロの手引き」(平成13年3月)p10-12より引用

身体拘束廃止に向けて(2/7)

① トップが決意し、病院が一丸となって取り組む

施設の責任者などが、
身体拘束を行わないという姿勢を強く打ち出すことが大切です。

組織のトップが基本姿勢を示すことで、
現場全体の意思も身体拘束廃止に向けてまとまりやすくなります。

身体拘束廃止に向けて(3/7)

②みんなで議論し、共通の意識を持つ

個々の価値観・考え方は異なります。
職員の中に身体拘束を容認する考えを持つ方がいたとしても、一概には責められません。

しかし**実際に身体拘束を実施するかどうかは、別の問題です。**

身体介護の実施を防ぐには、**現場全体で問題意識を共有しなければなりません。**
身体介護の弊害や具体的な対策を全員で話し合い、
現場全体で「身体拘束は許されない」という意識を共有しましょう。

身体拘束廃止に向けて(4/7)

③身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

身体拘束しなければならない状況を改善します。

高齢者の心身状態と改めて向き合い、身体拘束以外に工夫できる点を探しましょう。

身体拘束を誘発する原因を探り、除去しましょう。

まずは、高齢者が**問題行動を起こす理由を特定**しましょう。

適切に対処すれば、身体拘束せざるを得ない状況の解消が期待できます。

身体拘束廃止に向けて(5/7)

④事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制をとる

転倒などの事故が起きにくい環境があれば、
身体拘束をする必要はありません。

手すりの設置やベッドの高さの見直しなどを行いましょう。

あわせて、施設職員が全体で支え合う環境づくりも重要です。
人手が足りない現場では、身体拘束の確率が高くなります。
反対に人手が十分であれば、身体拘束以外の選択肢を選べます。

必要なケア量や時間帯、人数を把握し、
人員を割り当てられるようにしましょう

身体拘束廃止に向けて(6/7)

⑤常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

身体拘束以外の手段はないのか、つねに職員全体が模索しましょう。
たとえ身体拘束を実施している最中であってもです。

身体拘束そのものに問題意識を持つことで、
安易な身体拘束が行われにくくなります。

身体拘束廃止に向けて(7/7)

ご本人やご家族の心の声に耳を傾け、
その後気持ちやニーズを大切に受け止め、
高齢者の自己決定を最大限に尊重した、

ぬくもりのある質の高いケアを目指しましょう！



ご清聴ありがとうございました！！

のぞみ医療株式会社
取締役/看護師
出口 貴大